

ワーキング部会の設置について

1 設置要綱制定の趣旨

第4期宮城県がん対策推進計画の策定に向け、宮城県がん対策推進協議会にワーキング部会を設置するもの。

2 設置の根拠

がん対策推進協議会条例第6条の規定に基づき、会長が宮城県がん対策推進協議会に諮って設置する。

3 ワーキング部会の概要

(1) 目的

第4期宮城県がん対策推進計画の策定に当たり、宮城県がん対策推進協議会と連携し、県の実情に合わせた推進内容についての検討を行う。

(2) 検討内容

- ① 第4期宮城県がん対策推進計画の原案作成
- ② 第4期宮城県がん対策推進計画の目標項目及び目標値の設定
- ③ その他、必要な事項

(3) 構成員

- ① 宮城県がん対策推進協議会委員又は各分野の有識者の中から会長が指名する。
- ② 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることもできる。

(4) 事務局

宮城県保健福祉部健康推進課

4 施行期日 令和5年6月 日（協議会の承認日）

【参考】

宮城県がん対策推進協議会条例（抜粋）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。